

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令	}	(ア) 第41条	}
		特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外	
		(a) 新築されたもの	
		(b) 建築後使用されたことのないもの	
		特定認定長期優良住宅	
		(c) 新築されたもの	
		(d) 建築後使用されたことのないもの	
		認定低炭素住宅	
		(e) 新築されたもの	
		(f) 建築後使用されたことのないもの	
(イ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)			
(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの			
(b) (a)以外			

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	
新築・取得年月日	年 月 日 (新築・取得)
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

鶴税証第

号

令和 年 月 日

埼玉県鶴ヶ島市長